障害福祉分野における介護ロボット等導入支援事業（令和９年度実施予定分）
事前協議案内

1　目的

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等の介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

2　補助対象施設及び事業所種別

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、一般相談支援事業所、
特定相談支援事業所

3　補助対象とする機器

移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器やプラットフォーム、コミュニケーションを支援する機器
入浴支援	ロボット技術を用いて入浴におけるケアや動作を支援する機器
機能訓練支援	身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器
食事・栄養管理支援	食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器

4　補助上限額・補助率等

区分	補助上限額	補助率	補助対象経費
障害者支援施設	2,100 千円	3/4	介護ロボット等導入に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）
グループホーム	1,500 千円		
その他事業所	1,200 千円		

（留意事項）

①事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1 機器につき 30 万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用する介護ロボット等については、1 機器につき 100 万円を上限として補助するものとする。この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって 1 機器とする。また、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

②障害福祉サービス事業者等が一つの施設・事業所において、指定を複数受けている場合は、1 施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。

③導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、S マーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。

④介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。

⑤介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

5　提出書類・提出期限等

（1）作成・提出書類

事前協議書、別紙１－１、別紙１－２（導入する機器ごとに作成）、別紙１－３、見積書の写し（２者以上）、導入予定機器の内容がわかるカタログ等の写し

（2）提出期限

令和８年９月１４日（月）必着

（3）提出方法

下記 URL より電子申請システムにて提出

https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/R9technologyjizenkyougi

6　事前協議にあたっての留意点

（1）導入する機器を当該施設・事業所以外で使用することは、目的外使用となり認められない。

（2）補助金の執行にあたっては、**国及び本市における令和９年度当初予算の成立及び本市から国に対し国庫協議を行い内示が得られることを要件**とする。

（3）本事業により介護ロボット等を導入した障害者支援施設事業者等は、**当該介護ロボット等を使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、本市が別に定める日までに本市へ報告するもの**とする。

（4）上記の内容は、現時点で想定される内容であり、**今後、国から整備補助内容の詳細が示された際には変更となる場合がある。**